

グレナダの入国規制措置（9月29日更新）

グレナダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 カリコム旅行圏（CARICOM Travel Bubble）からの渡航者

※カリコム旅行圏：バルバドス、ドミニカ国、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント（入国時のリスク区分については、到着前14日間に、居住、渡航及び乗り継ぎした国の内、最も高いリスク国が適用される）。

（1）PCR 検査及び検疫措置なし。

2 低リスク国からの渡航者

※対象国は、政府HP入国規則上の低リスク国リストに掲載

（1）到着7日前以内に実施された PCR 検査陰性証明書の保持が必要。検疫措置はなし。

3 その他の国からの渡航者

（1）到着7日前以内に実施された PCR 検査陰性証明書の保持が必要。

（2）監視及び検疫措置のため、認可された宿泊施設で最低限4日間の予約を行うこと。

（3）渡航者は4日目に、公共の場への外出許可を得るため PCR 検査を受けるか、滞在期間中同宿泊施設内に留まるか選択出来る。

（4）居住者は4日目に、自宅への帰宅許可を得るため、PCR 検査を受ける必要がある。

4 宿泊施設の予約、事前渡航フォーム、接触追跡携帯アプリ

（1）認可された宿泊施設（Pure Safe travel accommodations）で、宿泊予約を行うこと。また、オンライン上で、免責同意書を含めた事前渡航フォームの記入及び必要に応じ関連書類（PCR 検査陰性証明書、予約証明書）のアップロードを行うこと。

（2）接触追跡携帯アプリ（Ronatrak Mobile App）をダウンロードし、渡航前に登録を行うこと。

5 到着時

（1）全ての渡航者は、到着時に症状確認、体温検査及びその他検査の必要性の確認のため、スクリーニングが課される。

(2) 渡航者は、手続き済み健康申告書、免責同意書、公衆衛生位置情報フォーム及び PCR 検査陰性証明書（カリコム旅行圏外からの渡航の場合）等を検証のため出入国管理局に提示する必要がある。

6 滞在期間中

(1) 認可された宿泊施設 (Pure Safe travel accommodations) に滞在する渡航者は、原則到着時に検査は課されない。渡航者の同宿泊施設への移動は、認可された交通手段により行われ、追加の検査なしに同宿泊施設内で滞在できる。滞在終了時には、認可された交通手段により空港まで移動となる。

(2) 滞在期間中、同宿泊施設内から公共の場へ外出することを希望する渡航者は、滞在4日目またはそれ以降に PCR 検査を受ける必要があり、その結果が陰性であれば、同許可が下りることとなる。

参考：グレナダ政府 HP

<https://covid19.gov.gd/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。